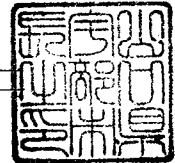


宇部市公告第 27 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 3 年(2021 年)4 月 7 日

宇部市長 篠崎 圭



1 協議の場を設けた区域の範囲

厚東地区（春日、関口、岡村、中村、下岡集落）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 30 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1 経営体、個人 1 経営体

4 対象地区の現状

地区内の農地の 40%を中心経営体である法人が管理しているが、構成員の平均年齢が 70 歳を超えており、経営規模の拡大が難しい

5 対象地区の課題

中心経営体による規模拡大が難しく、担い手の確保が重要である

地区の農地の約 50%は基盤整備が実施されておらず、耕作条件が劣っている

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体の他に入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を誘導し、農地の集約化を図る

7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用、機械導入による効率化、収益性の高い品目の栽培、鳥獣及び病害虫による被害防止対策への取組み

8 縦覧期間

令和 3 年 4 月 7 日から令和 3 年 4 月 21 日まで